

守秘義務規程及び倫理規程について

評価機関は、守秘義務に関する規程及び倫理規程を策定する必要があります。（両規程は一本化しても構いません。）下記は、規程に盛り込んでいただきたい内容です。

1 守秘義務規程に関する内容

- (1) 評価機関が収集する情報は、評価の実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しないこと。
- (2) 評価機関及び第三者評価実施にあたって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する上で知り得たサービス利用者及びその家族並びにサービス事業者に関する情報を、第三者に漏洩しないこと。この守秘義務は評価契約終了後も同様であること。
- (3) 評価機関は、評価に当たり利用者等に記入を求めた資料等については、記入者が特定されないよう加工した上でサービス事業者に報告するとともに、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、サービス事業者やその他の第三者に漏洩しないよう評価終了後に破棄する等の処理を行なうこと。
- (4) 評価機関は、利用者等に関する個人情報に記載された書類については、原則として事業者への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、施設等の外に持ち出さないようにすること。

2 倫理規程に関する内容

- (1) 評価機関は、評価を実施する際、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重すること。
- (2) 評価機関は、当該評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、サービス事業者、サービス利用者及びその家族等に周知すること。
- (3) 評価機関及び評価調査者は、評価業務が極めて公正な立場で行われなければならないことを十分に認識し、事業者の内部情報を独自の目的で収集するため、自己の業務の参考とするため、特定の法人や個人に利するためなど、評価目的と異なる目的を併せ持って評価を行わないこと。
- (4) 評価機関及び評価調査者は、常に必要な技術、知識の習得に努め、信頼性の高い、公正な評価を実施すること。